

○給水管等の寄贈に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号）第12条の規定に基づく給水装置工事（以下「工事」という。）により施行された給水主管及び付属設備、又は配水管上の給水分岐位置付近に設置する仕切弁（以下「給水管等」という。）の寄贈を受ける要件や手続きについて定める。

(寄贈要件)

第2条 寄贈を受ける要件は次の各号のとおりとする。ただし、上下水道事業管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 幅員3.0m以上の公道（国道、府道、市道等公共が管理している道路）に敷設していること。ただし、私道である場合は幅員3.0m以上を有し、かつ土地使用承諾書（寄贈様式第2号）が得られていること。
- (2) 給水主管の口径及び管種は、50mmは水道配水用ポリエチレン管、100mm以上は豊中市上下水道局（以下、「局」という。）が指定する耐震型ダクタイル鋳鉄管であること。
- (3) 耐震型配水管から不断水式T字管を用いて分岐する場合は、局が指定する耐震構造であること。
- (4) 配水管上の給水分岐位置付近に設置する仕切弁は、局が指定するものであること。
- (5) 一方が端部となっている給水主管は、その末端に排水機能を有していること。
- (6) 配水管と接続されていること。
- (7) 配水管敷設工事標準仕様書に準じていること。

(提出書類)

第3条 提出書類は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

別表

提出書類	様式	備考
給水管等の寄贈願	寄贈様式第1号	給水装置工事申込時
土地使用承諾書	寄贈様式第2号	給水装置工事申込時 私道敷設する場合必要
登記事項証明書及び公図		給水装置工事申込時 私道敷設する場合必要
使用材料表		しゅん工検査後
しゅん工図		しゅん工検査後
工事施工写真		しゅん工検査後

(寄贈様式第1号)

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

住 所

寄 贈 者

氏 名

☎

()

給水管等の寄贈願

下記の給水管等をしゅん工検査後に寄贈しますので受理していただきますようお願いいたします。

記

1. 開発行為等協議番号 第 号
2. 敷設場所 豊中市 町 丁目 番地 先
3. 寄贈対象 しゅん工検査後に提出する書類のとおり
4. 指定給水装置工事事業者名 _____
5. その他 _____

(寄贈様式第2号)

年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

住 所

土地所有者

氏 名

☎ ()

土地使用承諾書

私は、私所有の土地に水道管を敷設することについて、下記の内容で承諾します。

記

1. 土地使用場所 (別紙図面表示場所)

豊中市 町 丁目 番地

2. 土地使用目的

上水道配水管敷設 (口径 mm) のため

3. 土地使用料

土地の使用料は無償とする

4. 土地使用期間

上水道が存続する間

5. 本承諾書の継承

私は、本件土地を第三者に譲渡する場合等において、本承諾書の内容を当該第三者に説明するとともに、本承諾を継承させるものとする。

6. 路面復旧

工事完了後の路面復旧については、原因者で現状復旧すること。

なお、その後の路面の維持補修を上下水道局に申出ることはありません。

7. その他